



THAIFEX 2015 (タイ・バンコク) ジャパンパビリオン 出品案内書

■ ■ 申込締切：2015 年 1 月 28 日（水）17:00 必着 ■ ■

タイでは、近年の日本食ブームにより、高品質な日本産農林水産物・食品が人気を集めており、同国の富裕層などを対象にしたプレミアム市場は今後の有望な輸出市場と見込まれています。バンコクにて開催される「THAIFEX 2015」は、タイ最大級の国際総合食品見本市であり、タイのみならず海外からも多くのバイヤーが訪れ、タイ市場への販路開拓を目指す我が国企業等にとって効果的な見本市です。ジェトロは、本見本市に「ジャパンパビリオン」を設置することにより、日本の食品・飲料等の魅力を国際的にアピールするとともに、タイ市場への新規参入・販路拡大を目指す企業等を支援することで、タイ更にはアジア全体への輸出拡大を目指します。



※THAIFEX 2014 より

本事業は平成 27 年度政府予算により実施する予定の事業であり、出品者の決定や予算の執行にあたっては、国会における平成 27 年度予算の成立が前提となります。国会における予算の審議の結果によっては、今後、事業内容等に変更が生じることがあります。また、予算の成立以前においては、「出品予定者」の決定となり、予算の成立をもって「出品者」となります。

◆◆見本市概要◆◆

見本市名称：THAIFEX -World of food Asia
会 期：2015 年 5 月 20 日（水）～24 日（日）
※20 日～22 日は専門業者のみ入場可能なトレードデイ。
会 場：IMPACT 展示会場（タイ・バンコク郊外の大型展示会場）
主 催 者：ケルンメッセ株式会社
ウェブサイト：<http://www.thailandfoodfair.com/>
展 示 面 積：60,000 m²（前回実績）
2014 年実績：出品者数：1,463 社・団体 出品国数：32 カ国・地域
来場者数：30,479 人（※業界来場者数のみ）

◆◆ジャパンパビリオン概要◆◆

主 催 者：日本貿易振興機構（ジェトロ）
会 期：2014 年 5 月 20 日（水）～22 日（金）
参加ホール：CHALLENGER HALL 2
予 定 規 模：58 小間（522 m²予定）（1 小間=約 9 m²）

◆◇ジャパンパビリオン出品のメリット◆◇

1. 費用負担の軽減

出品料の一部等については、ジェトロが負担いたします。従って、出品者の皆様は、同等の装飾を施し、単独で出品する場合に比べて、出品費用を抑えることができます。

2. 出品手続きを安心サポート

出品の申込みやブースの装飾など、見本市への参加に伴う煩雑な手続きをジェトロがサポートいたします。初めて海外の見本市に出品される方でも、安心してご参加いただけます。

3. ジャパンパビリオンの広報

様々な媒体を活用して、想定される来場者に対してアプローチします。加えて、広告の設置やカタログの配布など、見本市会場でもプロモーション活動を積極的に行います。

4. ジャパンパビリオンによる集客効果

ジェトロのジャパンパビリオンでは、日本企業がまとまって参加しますので、『日本』のブランドとしてより鮮明にアピールできるとともに、より高い広報・集客効果が期待されます。

5. 輸出に関するアドバイス

ビジネス経験豊富なジェトロのアドバイザーが、輸出に関するアドバイスを提供いたします。

◆◇ジャパンパビリオン募集要項◆◇

募集小間数 : 46 小間（1 小間あたり 9 m²（間口 3m×奥行き 3m）を予定）

※ 必ずしも小間割形式とは限りません。

また、間口、規模等については設計等の関係により変更となる可能性があります。

出品の条件 :

- （1）海外販路拡大のため、海外企業との出品物の商取引を目的とした商談が主な参加理由であること（自社等の広報や市場調査のみを目的とした参加は不可）。
- （2）会期中、出品物の商取引を目的とした海外企業との商談に対応できること。また、見本市参加後も、自らが主体的に海外企業との商談や出品物の輸出に関与できること。
- （3）会期の全日程を通じて、出品者（現地代理店やパートナーは含まない）が、ブースにアテンドできること。
- （4）会期前後および会期中にジェトロが成果把握等のために行うデイリーレポート・アンケート・調査への協力が可能なこと（現地代理店などと共同で商談を行う場合も、本アンケート・調査の対象に含まれます）。アンケート・調査については、本事業の成果把握や、今後の事業計画の策定等における基礎資料となりますので、必ずご協力願います。
- （5）輸出経験のない企業等については、会期中の商談を円滑に進める観点より、ジェトロが実施する「商談スキルアップセミナー（無料）」を会期までに受講していること。
- （6）本案内書及び別添「海外見本市出品要綱」の内容、条件をご確認、ご了承いただくこと。
- （7）募集小間数を上回る応募があった場合には、小間数の縮小に協力すること。
- （8）地方自治体・業界団体等が企業等を取りまとめて出品する場合には、上記に加え（但し、2 及び 5 は除く）、以下の条件を満たしていること。なお、以下、取りまとめ地方自治体・業界団体等を「代表出品者」、それ以外の企業等を「孫出品者」とします。
 - ① 全ての孫出品者について、上記「出品の条件」を満たしていること。
 - ② 孫出品者についても、選定審査の対象となり、一定の基準に満たない場合には出品できないことについて予め了解していること。
 - ③ 出品規模は、原則、2 小間以下とし、1 小間あたり孫出品者は 3 社までとする。なお、募集小間数を上回る応募があった場合には、小間数の縮小に協力すること。
 - ④ ジェトロが提供する小間については、原則、孫出品者の出品スペースとしてのみ使用すること。

- ⑤ 本出品案内書等の内容（ジェットロが提供するサービスや出品料等）について、孫出品者から予め了解を得ていること。
- ⑥ 孫出品者への事務連絡等（デイリーレポート・アンケート・調査の取りまとめ含む）について、責任をもって行うこと。（原則、ジェットロから、孫出品者への事務連絡等はいりません）
- ⑦ 孫出品者から出品料等を徴収する場合には、ジェットロに支払う出品料の額を超過しないこと（但し、通訳費等を除く）。また、見本市の会期中における、孫出品者に対する有料サービスの提供など、自社の営利活動については行わないこと。
- ⑧ 「代表出品に係る同意書」に定める事項に同意していること。

出品物の要件 : タイで販売可能な日本産の生鮮品、日本産原料を使用した加工品、及び他国産原料を使用し、日本国内で加工した加工品
 ※制度上、日本からタイへ輸出可能なものに限り。東日本大震災による影響により、宮城県、福島県、群馬県産の食品については、タイの省令で規定された検査機関作成の産地が記載された放射性物質検査報告書が必要です。また、その他の地域についても、政府作成の産地証明書又は商工会議所作成の原産地証明書（産出県が記載されたもの）の提出が必要です。規制の最新情報については、以下のウェブサイトを参照下さい。
 ※酒類の輸出にはサンプル輸出であっても「酒類販売業免許」を持つ輸入者が必要となります。

- ・「タイ向け輸出証明書の申請手続き等について」（農林水産省ウェブサイト）
http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/thai_shoumei.html?mode=preview
- ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応」（農林水産省ウェブサイト）
http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html
- ・「畜産物の輸出入」（動物検疫所ウェブサイト）
<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq1.html>
- ・「タイ向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について」（水産庁ウェブサイト）
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/thaishoumei.html>
- ・「輸出条件早見表」（植物防疫所ウェブサイト）
<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html>
- ・「貿易投資相談 Q&A」（ジェットロウェブサイト）
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/qa/>
- ・「日本からの輸出に関する制度」（ジェットロウェブサイト）
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/>

出 品 料 : (1 小間あたり)

区分	料金	割引出品料（注1） (ジェットロパース / 農林水産情報研究会)
出品料	130,000 円	117,000 円
国費を財源とした他の補助金等を利用する場合の出品料	390,000 円	351,000 円

※複数小間をお申込みいただくことも可能ですが、応募状況に応じ、出品小間数を調整させていただく場合があります。

(注1：出品料について)

出品料は、スペース使用料の1/3以上を受益者負担として設定しています。従って、出品者が国費を財源とした他の補助金等を充当して出品する場合にあっては、スペース使用料の全額を負担いただく必要がありますのでご注意ください。

※他の補助金の例としては「輸出に取り組む事業者向け対策事業（農林水産省）」、「ジャパンプランド育成支援事業（経済産業省）」など。

(注2：割引料金について)

- 1) ジェトロメンバーズ(JM)は会員特別料金として 10%の割引をします。(年間総額 75,600 円まで)
- 2) 農林水産情報研究会会員は会員特別料金として 10%の割引をします。(年間総額 54,000 円まで)
- 3) 上記の両会員の場合は、どちらかの割引を適用します。
- 4) 上記のいずれにも該当しない場合でも、出品と同時に会員にお申し込みいただいた場合は各会員の割引を適用します。【会員サービスの詳細：<http://www.jetro.go.jp/members/>】

ジェトロが提供するサービス：

- ① 出品スペース
- ② 基礎小間の設営・装飾
- ③ 共通設備等維持管理
- ④ 出品者バッジの提供
- ⑤ 来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成
- ⑥ バイヤー向けジャパンパビリオン案内状作成・発送
- ⑦ 「ジェトロ海外コーディネーター」による貿易相談（現地における日本食品市場の情報、食品に係る各種規制に関する情報、貿易実務に関する情報等）
- ⑧ 情報提供（現地の日本食市場や見本市の効果的な活用法等についての情報を提供します）
※出品者バッジは枚数制限される場合があります。
※サービスの提供は、1 小間毎のものとなります。
※主催者の規定により、また締め切りの関係等により上記の一部サービスを受けられない場合があります。
（ダイレクトリーへの情報掲載が代表出品者に限られる等。）

ジェトロが提供するサービスに含まれないもの：

上記サービス以外に係る経費は、出品者にご負担頂きます。主なものは次のとおりです。

- ①輸送に要する経費
 - ー 輸出梱包及び展示会場までの通関・輸送費
 - ー 見本市終了後、出品物の処理（還送・転送等）に係わる通関・輸送経費
 - ー 出品物に係わる輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料
- ②追加展示装飾に要する経費
 - ー ジャパンパビリオン共通で各ブースに用意する備品以外に出品者が特別又は独自に必要なとする設備・備品等の設置・借上、撤去等に要する経費
- ③社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費等）
- ④出品物の試食・試飲に係る費用
- ⑤出品者専属の通訳・アシスタント手配費用
- ⑥出品物及び自社ブースに持ち込む出品者所有物に係る本展示会期中の盗難保険料
- ⑦海外旅行保険及び賠償責任保険
- ⑧その他、前項「ジェトロが提供するサービス」に定める以外の経費

※輸送について

各展示会場への出品物等の輸送・通関は各出品者に行っていただきます。ジェトロでは、特定の輸送・通関業者を指定していませんので、各出品者をご自身で選定し、直接手続き、お取引ください。輸送通関費用については、必ず事前の見積り入手をお勧めします。なお、輸送・通関業者選定の際の参考として、見本市主催者のオフィシャルフォワード及び日本での提携先等を例示いたします。また、既に輸送ルートをお持ちの場合は、当該業者をご利用いただいても構いません。いずれの場合も、出品物の輸送、通関等が確実に行われるよう、出品者の責任において手配していただきますようお願いいたします。また、会期終了後の出品物については、自己責任にて廃棄、もしくは還送をお願いいたします。

※通訳者・アシスタントについて

商談等のための通訳又はアシスタントは、各出品者をご手配ください。経費も出品者のご負担となります。人材、または雇用関係手続を代理する通訳派遣会社等をご参考までに例示いたします。

小間位置の決定：

会場全体の基本構成、小間位置は出品内容によりジェトロにて決定させていただきます。
農林水産省の「国別・品目別輸出戦略」に基づき、商品カテゴリー別にエリア形成する予定です。
同業者の小間が隣接する場合がありますので、予めご承知置きください。

◆◆お申込方法◆◆

1.申込手順：

本「出品案内書」、「海外見本市出品要綱」を必ずご確認ください・ご了承いただき、以下の手順でお申込みください。送付先及び申込に関するお問い合わせは本書末尾記載のジェットロ担当者までお願いします。
※別添の「お申込の流れ」も併せてご確認ください。

1) インターネット上での登録：

(登録サイト)

- 【申し込みフォーム1】 **※全申込者必要**

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/thaifex15>

- 【申し込みフォーム2】 **※出品物のない代表出品者は提出不要**

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/thaifex15_2

上記のURLより必要事項をご登録ください。ご登録後は確認のため電子メールが送付されます（**出品の承諾ではございませんのでご注意ください**）。

※申し込みフォーム1と2は、記入途中の一時保存ができませんので、事前に添付の「申し込みフォーム（サンプル）」をご確認の上、必要情報を入力・ご登録ください。

2) 「出品申込書・承諾書」を電子メールで送付 **※孫出品者は不要**

恐れ入りますが、原本を郵送いただく前に、ご記入いただいた内容を確認させていただきたく、代表者印押印済みのPDFを事務局まで電子メールにて送付ください。内容を確認後、ジェットロよりご連絡します。1営業日を過ぎても連絡がない場合は、お手数ですが担当者までお問合せください。

3) 「出品申込書・承諾書」の原本を送付 **※孫出品者は不要**

ジェットロより、2)の内容確認完了連絡を受け取られましたら、代表者印押印済みの**原本2部**を事務局宛てに郵送ください。

4) 「THAIFEX 2015ジャパンパビリオンにおける代表出品に係る同意書」の原本を送付 **※代表出品者のみ提出** ※代表者印押印済みの**原本1通**を事務局宛て郵送ください。

5) 【イベント（事業）参加申込みページ】にログインまたはユーザー登録 **※全申込者必要**

以下のURLよりログイン（登録済みの方）またはユーザー登録（はじめてご利用の方）

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0031687B>

※初めてご利用の方は**ユーザー登録が必要です**。複数出品者を取りまとめて出品する場合も**孫出品者自身でユーザー登録が必要となります**ので、ご注意ください。

※「1) インターネット上での登録」および「2) 「出品申込書・承諾書」を電子メールで送付」の作業を終えたら、3)以降は順番を変更いただいても問題はございません。

6) 申込期限：**2015年1月28日（水）17時00分 必着**

※申込期限までに上記1)～5)を完了させてください。

7) 出品確定後に「出品申込書・承諾書」の原本をジェットロが押印後、1部を返送しますので保管をお願いします。もう1部はジェットロにて保管します。

8) 出品料の支払い

支払期日（2015年3月20日（金））までに出品料のお振込みをお願いします。（詳細は、以下の

「出品料のお支払い方法」参照)

2. 出品者の選定方法：

出品者選定にあたっては、農林水産省が定める選定基準に則し、「申し込みフォーム」を以下の項目について審査し、決定させていただきます。なお、同点の場合は先着者を優先します。結果の詳細については回答できかねますので、予めご了承ください。

(1) 政府の策定する国別・品目別輸出戦略に合致するもの。

(参考) 農林水産省 HP

http://www.maff.go.jp/e/export/kikaku/kunibetsu_hinmokubetsu_senryaku.html

(2) 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるもの

(3) 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品

(4) 日本産原料の使用

(5) 応募者の輸出に取り組む姿勢・戦略、対象展示・商談会の位置付け

(6) 応募者の生産・供給体制

(7) 応募者の商談等への対応・フォローアップ体制

(8) 法令遵守にかかる実績及び姿勢

(9) 応募者の輸出への関与度

(10) 輸出のためのパートナー又は相当する事業者との連携度

(11) 過去のジャパンパビリオンにおける相応の理由無き出品キャンセルの有無、出品者アンケートへの協力の有無およびその内容

※募集小間を超えない場合でも商品のラベル表示・商標が日本国内の関連法規に抵触している場合や、出品がふさわしくないと考えられる際にはご参加をお断りすることもございます。

◆◇出品料のお支払い方法◆◇

1. 支払方法：

「出品申込書・承諾書」1 通を返送する際（上記、申込手順 1. 7）に、出品料の請求書を同封いたしますので（締切後、1 ヶ月程度で返送予定）、**2015 年 3 月 20 日（金）【支払期日】**までにお振込みをお願いします。出品料が振り込まれたことを確認した時点で、ジェットロが出品申込を承諾したことになります。なお、期日までに出品料のお支払いがない場合は、出品の申し込みが取り消されたものとみなします。

2. キャンセル条項：

出品者の都合により出品をキャンセルする場合は、捺印のある書面にてジェットロにお知らせ下さい。なお、その申請日より、下表の通りキャンセル料が発生します。

キャンセル受付日	キャンセル料
申込日～2015 年 3 月 20 日	なし
2015 年 3 月 21 日以降または連絡なしの不参加	出品料全額

※キャンセル料については、ジェットロ・メンバーズ及び農林水産情報研究会割引を適用できません。

◆◇出品者説明会◆◇

出品物の輸送方法や会場利用規則、出品に関する諸手続きについてご説明するため、出品者説明会をジェットロ本部（東京）で開催する予定です。出品者説明会は、2014 年 3 月 10 日（火）を予定しています。※詳細は決まり次第お知らせいたします。

◆◆注意事項◆◆

- 「出品申込書・承諾書」および「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申込を無効とすると同時に、本見本市のご出品をお断りします。
- 出品募集締め切り後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合など、出品ができなくなるケースがあります点、ご注意ください。
- ジェットロは、特定の輸送・通関業者を指定していません。輸送・通関業者は各出品者がご自身で選定し、関連の手続き等は当該業者と直接行ってください。必ず事前に見積を入手いただき、出品者の責任にて取引を行ってください。輸送会社選定の際の参考として、見本市主催者のオフィシャルフォワードと提携している日本の輸送・通関業者等を例示します。
- 東日本大震災による影響を受け、日本からの食品・飲料の通関に時間がかかる場合もあるため、輸送については、十分ご注意願います。特に生鮮・冷蔵品の出品を検討している場合にはご注意ください。
- 会場全体の基本構成、小間位置は出品内容等によりジェットロにて決定させていただきます。予めご了承ください。
- 本案内書に記載されていない事項に関しては、別添「海外見本市出品要綱」に準拠します。なお、万が一、本案内書と「海外見本市出品要綱」との記載内容が異なる場合には、本案内書を優先します。
- 「出品案内書」および「海外見本市出品要綱」に定めのない事項に関しては、ジェットロがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨予めご了承ください。
- 出品物は国内法令および現地法令に照らして適法に輸送してください。違反した場合は、今回または今後のご出品をお断りすることがあります。
- 提供頂いた個人情報、本事業実施のため必要な場合・部分においてのみ、施工業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合がございます。また、本見本市に関するプレスリリース等において、企業情報や出品物の情報等を公開させていただく場合がございます。予めご了承ください。
- 地方自治体、業界団体等が代表出品者となり、複数者で出品する場合、同一のブースに出品する孫出品者の損害および不利益については、代表出品者が責任を負うものとします。また、孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、代表出品者の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。
- 相応の理由なしに出品キャンセルされた場合や、レポート・アンケート・調査へ協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業へのご参加をお断りすることがあります。
- 出品者所有物の盗難について、見本市会場で生じた盗難については、ジェットロは一切責任を負いません。高価な出品物、自社ブースに持ち込むパソコン、デジタルカメラ等の出品者所有物には会期中盗難保険を付保されることをお勧めします。

◆◆お問合せ先◆◆

日本貿易振興機構（ジェットロ）THAIFEX 2015 ジャパンパビリオン事務局

農林水産・食品部 農林水産・食品事業課（担当：井上、宇野）

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL：03-3582-5546 FAX：03-3582-7378 E-mail：afb-thaifex@jetro.go.jp

<輸出関連の問合せ先>

農林水産物・食品輸出相談窓口

輸出にご関心のある、もしくは輸出に取り組んでいる事業者の方々が気軽に相談できる窓口です。

TEL：03-3582-5646 <受付時間>平日 9 時～12 時/13 時～17 時（祝祭日・年末年始を除く）

最寄のジェットロでもご相談を受け付けています。

（国内事務所一覧）<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>